

# 全校進路通信 第2号

大阪府立八尾支援学校  
キャリアサポート部  
令和2年7月2日

盛夏の候、日頃は本校の進路指導についてご理解ご協力をいただき、お礼申し上げます。今回の進路通信では、施設・作業所（福祉就労）の種類と、施設・作業所への入所を希望する場合の申請・手続きの流れについて詳しく紹介します。

## 福祉サービスの事業種別

### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練をおこなうサービスです。契約書上では1年契約で、利用期間はおおむね2年の有期限の事業です。

### 就労継続支援事業 A型

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに生産活動その他の活動を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などをおこなうサービスです。契約書上では1年契約で、利用期間については更新の定めがないのが現状です。利用者が事業所(施設・作業所)と雇用契約を結びます。最低賃金が保証されています。

### 就労継続支援事業 B型

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに生産活動その他の活動を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などをおこなうサービスです。契約書上では1年契約で、利用期間については更新の定めがないのが現状です。利用者は事業所(施設・作業所)と雇用契約を結びませんが通所して授産活動を行います。賃金は施設によって違いますが、平均的に月に10,000円~20,000円ぐらいです。高等部卒業後すぐの利用に際しては、就労移行支援事業所でのアセスメント実習をする必要があります。

### 自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練の提供を受けるサービスです。「機能訓練」と、「生活訓練」があります。1~2年の有期限のサービスです。

### 地域活動支援センターⅢ型

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟におこなえる事業。利用定員は10名程度の所が多いようです。

### 生活介護

常に介護を必要とする人に、食事や入浴・排せつ等の介護や、日常生活上の支援・生産活動の機会等を提供するサービスです。利用者は障がい支援区分が3以上である人で、利用期間の制限はありません。

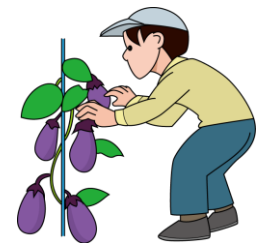


施設・作業所といっても取り組んでいる作業内容や作業目的は様々です。軽作業（内職）、農作業、洗車、クリーニング、清掃作業、水耕栽培、リサイクル、さをり織り、紙漉き、陶芸、パン・菓子製造・販売、喫茶店、オリジナル製品の作成、パソコン作業（データ入力）、ポスティング等、それぞれの作業所が工夫を凝らして作業に取り組んでいます。



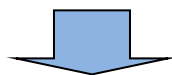
また、創作活動、レクリエーション、調理、外出といった活動等も取り入れたりしながら、目的に合わせ、就職に向けた支援や社会自立をめざす支援、余暇活動を充実し働く意欲や仲間との繋がりを深められるような支援等、それぞれの法人の理念に沿って支援を行っています。

実際に作業所を選ぶ際には、やはり直接、見学・相談・実習を行い、定員の空き状況・作業内容・雰囲気・送迎や給食の有無・保護者の負担・法人の理念などを総合的に判断して進路先を決めていくことをお勧めします。

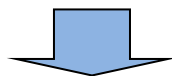


### 福祉サービス利用の申請

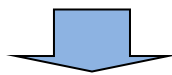
夏休み中の「施設・作業所実習」等を利用して、卒業後の進路先の希望を決めます。



卒業後の進路先として利用を希望する施設・作業所が決まりましたら、学校に連絡した上で直接その施設・作業所に利用希望の意向をお伝えください。

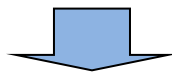


施設・作業所より受け入れの可否について、返事が届きます。



受け入れの内定が出ましたら、相談支援事業所に相談し、聞き取り調査を踏まえたうえでサービス等利用計画案を作成してもらいます。

（ご自身や保護者の方でセルフプランを作成するのも可能です。）



サービス等利用計画案（セルフプラン案）を持参のうえ、お住まいの福祉事務所・福祉課で利用申請（受給者証の発行）の手続きを行ってください（利用するサービスによっては障がい支援区分の認定が必要になります）。

※今後、福祉事務所・福祉課での手続きの際はマイナンバー通知カードか個人番号カードが必要です。

サービス利用の支給決定がおりたらサービス利用開始になります。

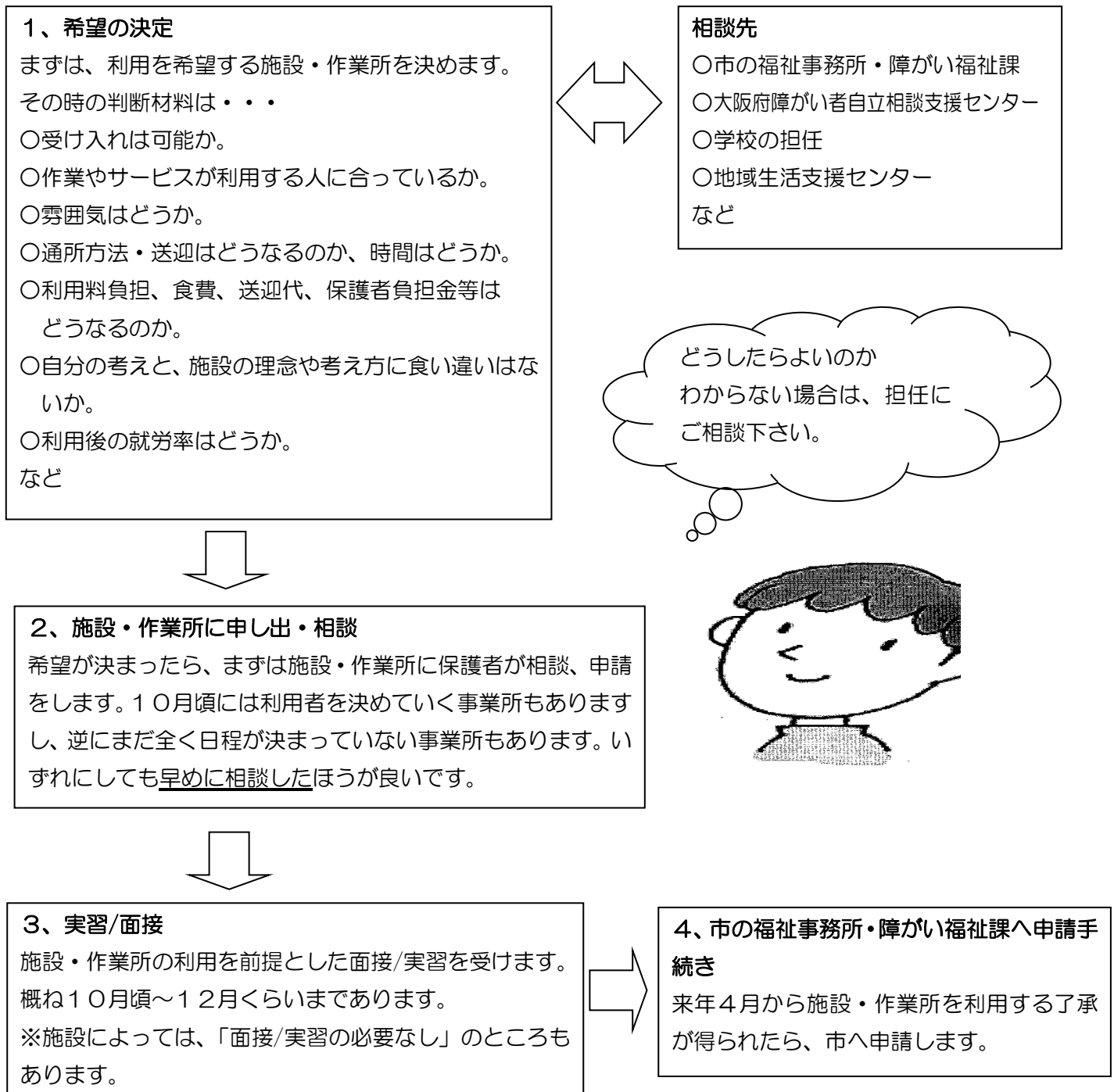
以上のような流れで卒業後の進路先（施設・作業所）を決定していきます。

わからない事や質問等がございましたら、学校や福祉事務所・福祉課、地域の相談支援センターに相談してください。

次に、施設・作業所の決定までの手続きの流れについて紹介します。

施設・作業所への入所を希望する場合、基本的には本人（または保護者）が、希望するサービス（施設・作業所）を決め、施設・作業所に申し出て（入所の意思表示）、自分で申請手続き（契約）を進めていくことになります。見学会や夏休み中の夏季実習を通して得られた情報をもとに、これから本格的な施設・作業所選びが始まります。

以下に簡単な流れを紹介します。



作業所といっても提供するサービスは様々で、利用するサービスによっては手続きが異なる場合があります。介護給付に属する「生活介護」、訓練等給付に属する「自立訓練」・「就労移行支援」・「就労継続支援」、更に市町村が行うもので地域生活支援事業に属する「地域生活支援センター」などがあります。